

会 議 録					
行田市教育委員会 令和6年第4回3月定例会					
招集年月日	令和6年3月19日(火)		開会場所	行田市産業文化会館 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	3月19日(火)	午後 2時00分	教育長 渡辺 充	
	閉会	3月19日(火)	午後 3時07分	教育長 渡辺 充	
教育長	渡辺 充	教育長職務代理者	鹿山 高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡辺 充				
2	鹿山 高彦				
3	大澤 恵子				
4	大竹 洋平				
5	大木 華子				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	小池 義憲	書記長	岡部 将弘		
生涯学習部長	中村 和則	書記次長	横田 嘉織		
学校教育部次長		書記	萩原 宏幸		
兼教育指導課長	石崎 昌稔				
生涯学習部次長兼図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長	増田 勉				
教育総務課長	岡部 将弘				
学校給食センター所長	飯田 勝雄				
生涯学習スポーツ課長	野口 啓司				
文化財保護課長	中島 洋一				
教育文化センター所長					
兼中央公民館長	新井 大				
郷土博物館長	鈴木紀三雄				
学校教育部副参事	大野 三佳				
生涯学習部副参事	近藤 隆洋				
教育支援センター所長	田口 範幸				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局にお願いする。</p> <p>教育総務課長 本日、傍聴人は0名である。</p> <p>教育長 本日の会議日程は報告1件及び議案11件である。議案第10号は、議会案件であることから会議は非公開、議事録については議会終了後となるので公開とし、その他の案件は公開としてよろしいか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長 日程に先立ち、2月定例会及び臨時会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 2月定例会及び臨時会会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 本件は、行田市公立学校通学区域等審議会に諮問した「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈骨子編〉案」について、同審議会から、答申があったことから報告するものである。</p>	
	報告第1号 行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈骨子編〉に関する答申について		

		<p>学校再編成については、平成31年3月に策定した再編成計画に基づき進めてきたが、計画に掲げる小中一貫教育の良さを引き出す義務教育学校の設置に至らなかったことなどを踏まえ計画の見直しを行い、新たに「行田市義務教育学校設置に向けた再編計画〈骨子編〉案」を作成した。そして、本骨子編案について、昨年12月に行田市公立学校通学区域等審議会に諮問し、同審議会における3回の審議の結果、令和6年3月14日に教育長に対し、答申をいただいたものである。</p> <p>答申の内容では、子どもたちが持つ資質や能力を伸ばすことができる小中一貫教育の取組みを充実させること、また、その小中一貫教育の良さをより効果的に引き出すことができる義務教育学校を全市的に設置することについて、妥当であるとの判断をいただいている。</p> <p>さらに、現在の中学校区を組み合わせることにより、市内全域を3つのブロックに分けそれぞれのブロックに義務教育学校を設置すること、そして、その具体的な組み合わせについても、妥当であるとの判断をいただいている。なお、骨子編案に示した通学区域を基本としつつも、実際に開校する学校の位置に応じた変更も可能とすることや、今後通学方法を具体的に決めていくにあたっては、児童生徒の安全を第一に、一から検討することが付帯意見として述べられている。</p> <p>そのほか、義務教育学校という新しいシステムについて、全ての地域において保護者や地域住民、教職員に理解してもらう必要があり、これまで以上に丁寧な説明が必要であるとの意見をいただいている。</p> <p>今後については、本答申を踏まえ、多くの方々への丁寧な説明に努めるとともに、子どもたちがより良い教育を受けることができる環境づくりという観点から学校再編に取り組んでいく。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 質問ではないが、この答申を読み、期待と不安が入り混じっているように感じた。最後に「確固たる決意を持って取り組んでほしい」とされているが、教育委員会としてはスピード感を</p>
--	--	---

	<p>議案第11号 令和6年度行田市教育行政 重点施策について</p>	<p>持ちつつも丁寧な説明が必要である。子どもを中心としたよりよい教育環境を構築していくことが大切で、いかに魅力あるビジョンを市民の皆様へ提示できるかにかかってくると思う。背水の陣で取り組まなければならないと感じた。</p> <p>教育総務課長</p> <p>通学区域等審議会では、地域の方の安心感が必要であるとの意見が出ていた。その安心感を得るためには、多くの説明の機会を設けて丁寧に説明していくことが必要であるという意見をいただいているので、そういった点を踏まえ今後の学校再編を進めていきたいと考えている。</p> <p>大竹委員</p> <p>義務教育学校については、子どもたちのための適正な環境を構築していくわけだが、子どもたちにとっては初めての体験になるので、子どもたちのためにやってるからこそ、子どもたちにもさらに寄り添っていく意識を持つことが必要であると考えます。</p> <p>市民の方にとっても不安だけでなく期待の方も思うので、試行錯誤を重ね、いい形になっていけば、全国に先駆けた良い取り組みになると感じた。</p> <p>教育総務課長</p> <p>御指摘のとおり、子どもたちに寄り添い、よりよい教育を受けられることができる環境づくりを最重視して今後の学校再編を進めていきたいと考えている。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長</p> <p>事前にいただいた意見及びその回答をまとめた資料に基づき説明する。(内容別紙関係資料のとおり)</p> <p>教育長</p>
--	---	--

	<p>議案第12号 行田市立学校施設の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p>	<p>何か意見等はあるか。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長</p> <p>本案は、学校施設の利用許可に関し、行田市立学校施設の利用に関する条例において、許可の申出があった場合は、学校長の意見を聴くこととされているが、同条例及び施行規則において、学校長の意見聴取の具体的な方法についての定めがない。</p> <p>については、書面により学校長の意見を聴取することを定めるため、所要の規則改正を行うものである。</p> <p>改正内容については、新旧対照表により説明する。</p> <p>第3条では、第2項を第3項に繰り下げ、新たに第2項として、学校施設の利用許可の申請があったときに、書面により学校長の意見を聴取するものとする旨の規定を設けるとともに、意見聴取に係る書面についてその様式を定めるものである。</p> <p>また、これに伴い同条第3項及び第6条第2項の様式番号及び第5条の項ずれを改めるものである。</p> <p>附則では、この規則の施行日を公布の日からとするとともに経過措置について定めるものである。</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員</p> <p>今まで書式がなかったとのことだが、学校長の意見についてどのように聴取していたのか。</p> <p>教育総務課長</p> <p>いわゆる口頭による確認にとどまっていた。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p>
--	---	---

<p>議案第13号 行田市スポーツ事故等見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長</p> <p>本案は、行田市スポーツ事故等見舞金支給条例においてスポーツ行事について社会体育団体が主催する行事と定義しており、また同条例施行規則において条例に規定する社会体育団体について行田市体育協会とその加盟団体と定めているが、令和6年4月1日から「行田市体育協会」の名称が「行田市スポーツ協会」に変更されることに伴い本規則の一部を改正し、併せて用語の整備を行うものである。</p> <p>改正内容については、新旧対照表により説明する。</p> <p>第2条第1号及び第2号では、「行田市体育協会」とあるのを「行田市スポーツ協会」に改め、併せて用語の整備を行うものである。</p> <p>第3条、第4条及び第7条は用語及び様式の整備を行うものである。</p> <p>附則では、この規則の施行日を令和6年4月1日からするとともに経過措置について定めるものである。</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>大木委員</p> <p>体育協会からスポーツ協会に名称を変更することにおける意図はなにか。</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p> <p>近年スポーツは単に競技として行われるものではなく、健康維持のための運動なども含んだものとして考えられるようになった。そういった社会的あるいは時代的な背景において、体育の概念を含んだスポーツという文化を後世に継承していくため、日本体育協会が平成30年4月に、日本スポーツ協会に名称を変え、そして埼玉県体育協会も同じように変更されたことから、本市においても名称変更を行うに至ったものである。</p> <p>【全委員承認】</p>
---	---

	<p>議案第14号 令和6年度使用点字教科書の採択について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長</p> <p>本議案は、令和6年度、泉小学校において第4学年に進級する全盲の児童が適した学習を行うにあたり、点字教科書を使用する必要があるため、点字教科書の採択をするものである。</p> <p>なお、1年生時は、点字に慣れるため、語彙を増やしていくため国語の点字教科書のみ使用であったが、今年度は学習指導の充実や該当児童の点字の理解の範囲を広げていくため、点字教科書の教科数を増やした。4年生では、学習教科の数も増え、指導内容も細かくなってくるため再度、担任、校内の教科書担当者、保護者の理解を図り、保護者も了解したため、案のとおり点字教科書を使用することとなったものである。</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員</p> <p>音楽、図画工作、地図帳などの点字教科書はどうなっているのか。</p> <p>教育指導課長</p> <p>音楽は、曲の説明文とかが読み取れるような形で点字が表示されている。また、地図帳などは国や地名などが点字で示されている。</p> <p>大竹委員</p> <p>点字教科書は、通常の教科書と同様の内容に点字が載っているという認識でよろしいか。</p> <p>教育指導課長</p> <p>そのとおりである。</p> <p>大澤委員</p> <p>全盲の児童が交流の親学級で授業に参加する際、点字の専門の先生がついて一緒に授業を受けるのか。</p>
--	---------------------------------------	---

	<p>議案第15号 行田市学力向上支援教員に関する規則の一部を改正する規則について</p>	<p>教育指導課長 そのとおりである。児童が音楽の授業を受ける際、マンツーマンで支援の先生がついて、音楽の先生が教える中でその先生が支援をしながらピアノや笛の演奏を行っている。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長 本案は、学力向上支援事業として令和5年度まで、市内各小・中学校に配置していた学力向上支援教員の配置方法と名称を変更するものである。</p> <p>令和5年度まで1学級の人数に応じて配置をしていたが、令和6年度からは、より重点的な支援を行うために、学級数をもとに配置人数を決定し、学習のつまずきが見られる小学校第3学年及び中学校第2学年に配置をする。</p> <p>また、学習だけでなく、学校生活において課題が見られる児童生徒に対する支援を行うため、名称を「学力向上支援教員」から「学習支援教員」に変更するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 学習のつまずきが見られる小学校第3学年及び中学校第2学年に対してとあるが、具体的にこの規則が変わることによってどのようなになるのか。</p> <p>教育指導課長 今までは学校の実情に応じて、様々な学年に支援員を置いていた。今後は、授業支援システム等を導入し、ICTを活用して学力向上をサポートしていく。また、教員の定年の延長により、配置ができなくなる現状もあり、一番つまずく可能性がある学年に重点的に配置し、学力向上を図っていくためである。</p>
--	---	--



	<p>議案第16号 行田市立小・中学校職員服務 規程の一部改正について</p>	<p>大木委員 中学生2年生で配置する教科は決まっているのか。</p> <p>教育指導課長 英語、数学の2教科を予定している。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長 本案は、教職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴い、その運用を定めるものである。 第17条の10において高齢者部分休業の承認申請について、また同条の11においてその変更承認等の申請について加えている。また申請書の様式についても同様である。 定年の引き上げに伴う継続勤務中に取得可能な制度となるので、適切な運用を進めていく。 またこれに伴い、自己啓発等休業状況報告書、また配偶者同行休業の承認申請、配偶者同行休業状況報告書の3つについては、条文の項数が先ほどの一部改正に伴い、項数が変更される。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 高齢者部分休業とはどういうものか。</p> <p>教育指導課長 60歳に達した職員が対象で、取得の申請は原則前年度に申請を行い、校務の運営に支障がない場合、原則承認されるものである。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p>
--	---	--

	<p>議案第17号 行田市公立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解職について</p> <p>議案第18号 行田市公立学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育指導課長</p> <p>議案第17号は、5名の学校医、学校歯科医、学校薬剤師を解職するものである。</p> <p>議案第18号は、4名の学校歯科医、学校薬剤師を委嘱するものである。</p> <p>南小学校 野口英昭先生の後任は、南河原中学校 竹内広史先生が南小学校の学校医を兼務する。</p> <p>また、耳鼻科 末続宏之先生の後任は、河本先生、細沼先生で対応いただく。</p> <p>薬剤師 大島行雄先生の後任について、下忍小学校は寄持祐介先生、忍小学校は寺田有香先生となり、薬剤師 藤井久夫先生の後任は、荒井冬香先生となる。</p> <p>歯科医 坂詰和彦先生は、令和5年10月23日ご逝去されたため、解職日を令和5年10月23日とし、他4名は、令和6年3月31日をもって、学校医の職を解くものである。</p> <p>歯科医 松田敦至先生は坂詰先生の後任となり、委嘱日を令和5年10月24日とし、他3名は、令和6年4月1日付で委嘱するものである。</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p>
	<p>議案第19号 行田市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則について</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p> <p>本案は、昨年7月に、県体育協会の評議員会において、スポーツ協会に名称を変更するというので、協議をいただきまして、4月1日から変更するにあたり、その関連するこの施行規則の一部を改正するものである。</p> <p>第7条第2項第1号のイにある「行田市体育協会」を、「行田市スポーツ協会」に変更するものである。</p>

	<p>議案第20号 行田市スポーツ推進委員の 委嘱について</p>	<p>同条2号ア、イについては、同じく「行田市体育協会」となっているものを「行田市スポーツ協会」に移行し、その他用語の整備をするものである。</p> <p>第10条第2項第1号、イにある「行田市体育協会」を「行田市スポーツ協会」に変更するものである。</p> <p>同条第2号ア、イについては、用語の整理をするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 「行田市体育協会」の名称が「行田市スポーツ協会」に変更されたのを機に、「行田市体育施設」を「行田市スポーツ施設」に変える予定はないのか。</p> <p>生涯学習スポーツ課 協会の名称はスポーツ協会に変更するが、体育施設について、スポーツ施設へ変更する予定は今のところない。</p> <p><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>生涯学習スポーツ課長 本案は、行田市スポーツ推進委員の委嘱について令和6年3月31日をもって満了することに伴い、新たに委員を委嘱するものである。</p> <p>本定例会でお諮りする委員は26名で、新任5名、再任21名となっている。</p> <p>これは各地区体育協会に推薦依頼を行い、その推薦による方々である。</p> <p>委員の任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年とするものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p>
--	---	--

	<p>議案第10号 令和5年度一般会計教育費 補正予算について</p>	<p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>これより非公開とする。</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>生涯学習スポーツ課長</p> <p>一般会計教育費予算のうち、3月補正予算として、繰越明許費を設定させていただきたくお諮りするものである。</p> <p>これは、10款教育費、4項社会教育費、産業文化会館空調設備更新工事について、当初予定をしていた3月中での完了が見込めないためである。</p> <p>その理由として、コロナ禍によって全国的に停滞していた工事が一斉に動き出したことや、国が主導し、能登半島地震の被災地へ優先的に供給を行っていることなどによる、工事で使用する電線ケーブルが不足することによるものである。それを受けて、繰越をして、工事完了を目指すものである。</p> <p>教育長</p> <p>何か意見等はあるか。</p> <p style="text-align: center;"><b>【全委員承認】</b></p> <p>教育長</p> <p>以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	---	---

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 令和6年4月18日(木) 午後2時00分  
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員